

伊豆フィルハーモニー管弦楽団

規 約

目 次

設 立
前 文

第一章 総 則

- 第 1 条 (名 称)
- 第 2 条 (目 的)
- 第 3 条 (活 動)
- 第 4 条 (規約および諸規則の制定と改廃)

第二章 団員の類別

- 第 5 条 (団員の資格と分類)
- 第 6 条 (団員の入団、退団、休団および復団)

第三章 団員の権利と義務

- 第 7 条 (団員の基本的権利と議決権および選挙権)
- 第 8 条 (団員の情報提供)
- 第 9 条 (個人所有物および楽団所有資産の使用と管理)
- 第 10 条 (団費および負担金等の義務と免除)

第四章 総会と理事会および各組織の機能

- 第 11 条 (総会の開催)
- 第 12 条 (理事会の開催と理事役員の選出)
- 第 13 条 (組織の形態と類別および議決の方法)
- 第 14 条 (議事録作成と作成人および議事録署名人とその要件)
- 第 15 条 (楽団役職者の構成と選出選任)
- 第 16 条 (新年度理事会の仮執行権)
- 第 17 条 (楽団関係者の種類と選任)

第五章 楽団の資産

- 第 18 条 (資産の入手と破棄および維持管理)

第六章 財 務

- 第 19 条 (会 計)
- 第 20 条 (事業年度と監査)

第七章 規約の改正

- 第 21 条 (改正方法)

(設 立)

伊豆フィルハーモニー管弦楽団は、1993年11月28日に設立、1994年4月3日に初回定期演奏会を開催した。

(前 文)

私たち、伊豆フィルハーモニー管弦楽団の団員は、次に掲げる四つのモットーを大切に共有しあい、健全な運営による発展を目指します。

一、私たちは、

日頃の演奏活動において、常に“わくわくする心”をもって努力を重ねより深く質の高い音楽を目指します。

一、私たちは、

お互いを尊重しあい、思いやりをもって友情の絆を結びます。

一、私たちは、

団員個々の主体性をもって自律し協調しあい、団員の総意によって形成する民主的な運営により、未来へ前進します。

一、私たちは、

感謝の心をもって地域社会に根ざし、広く世界に向け文化の向上に貢献します。

第一章 総 則

第1条 (名 称)

名称は「伊豆フィルハーモニー管弦楽団」（以下、楽団）といい、略称を「伊豆フィル」とします。

第2条 (目 的)

楽団は、演奏活動において“わくわくする心”を持ちつづけ、音楽文化がもたらす「愛と調和」を高らかに謳うため、伊豆地域から音楽のよろこびを広く発信します。

第3条 (活 動)

楽団は、次の演奏等の活動を行います。

- 1) 定期演奏会もしくは同等規模の演奏会を開催
- 2) 他団体主催の行事への参加
- 3) 地域音楽教育への参加
- 4) その他、理事会が承認する活動

第4条 (規約および諸規則の制定と改廃)

楽団は、規約をもととして、これを補足する次の規定を設けることができます。

- 1) 規 約：
楽団と団員を規律する最上位に位置し、楽団の総会によって制定、改廃します。
- 2) 規 程：
楽団の事務遂行上に必要な規則を定めます。その制定、改廃については理事会がこれを承認し、総会に報告します。
- 3) 細 則：
楽団の規程の運用を補足するため定めます。その制定、改廃については理事会がこれを承認します。

第二章 団員の類別

第5条 (団員の資格と分類)

団員は、以下の類別によって登録されます。

- 1) 団 員：
楽団の目的に賛同し、演奏者として技術の向上に努め、楽団の演奏や運営を積極的におこなう者とします。ただし、団員が諸般の事情による演奏休止を演奏委員会が承認した場合、団員資格を保持してその他の活動をすることができます。
- 2) 名誉団員：
楽団創立への特段の尽力を為した者、楽団の発展向上のために絶大な活動等を為した功労者、楽団の目的を理解し揺るぎない評価を証す演奏家、これ等を理事会が評価推薦し、総会が認証して授与する終身の栄誉資格です。
- 3) 名誉代表：
楽団代表経験者で、楽団発展のために著しい貢献されたことを理事会が評価推薦し、総会が認証して授与する終身の栄誉称号です。

第6条 (団員の入団、退団、休団および復団)

- 1) 入 団：
楽団に入団を希望する演奏者は、所定の書面に必要事項を記載し事務局へ提出します。この書面にもとづき演奏委員会は入団の可否を審議検討します。理事会は、演奏委員会の答申を受けて審議承認します。

2) 休団および復団：

休団しようとする団員は、期間を明示した所定の書面を事務局に提出します。演奏委員会はこのを受理し、理事会が承認します。

3) 退 団：

退団を希望する者は、所定の書面を事務局に提出します。演奏委員会がこのを受理し、理事会が承認します。

第三章 団員の権利と義務

第7条（団員の基本的権利と議決権および選挙権）

- 1) 団員の基本的権利として、総会の開催請求、議案提出、表決、理事選挙権を保持します。ただし、休団等で活動を休止した期間を除く、6カ月以上在籍する16歳以上の団員が有します。
- 2) 理事役員選考規程（以下、理事役選規程）による理事選挙の「被選挙権」は、休団等で楽団活動を休止した期間を除く、18カ月以上在籍している20歳以上の団員が有します。
- 3) 現代表は、団員の投票意志決定に左右されない立場で理事選挙を見守るべく、被選挙権者名簿に掲載されません。
- 4) 休団者の被選挙権：
休団者の被選挙権は、復団が事実となった時点からその資格が発生します。

第8条（団員の情報提供）

1) 団員の個人情報の活用と守秘

団員は、楽団の運営上必要な最低限の自己に関する情報を提供します。ただし、それらの個人情報は楽団内での活用に限ることとし、楽団外に対しては守秘義務を負います。

第9条（個人所有物および楽団所有資産の使用と管理）

1) 個人所有物の管理：

団員は、楽器など個人所有物について自己責任のもと事故防止を心がけます。

2) 楽団資産の維持管理：

団員は、楽団の楽器などの資産類を使用する場合は良好な維持管理をし、事故の防止を心がけます。

第10条（団費および負担金等の義務と免除）

- 1) 団員は、楽団が別に定める規程により、運営に必要な月額団費および定期演奏会もしくは同等規模の演奏会を成立成功させるための負担金の納付義務を持ち、期限内に納めます。ただし、団員であっても、第二章第5条1)が定める、演奏委員会が認めた演奏活動を継続していない団員については、団費以外の負担金類を免除することができます。
- 2) 退団を希望する者は、団費、負担金に類する未納分、および楽団貸与物等の未返却がある場合には速やかにこれを済ませなければなりません。
- 3) 名誉が付される冠称団員は、理事会の承認により団費および負担金類の免除を受けることができます。

第四章 総会と理事会および各組織の機能

第11条（総会の開催）

1) 定時総会：

定時総会は、楽団代表理事が招集し、事業年度末日から3カ月以内に開催します。

①定時総会は、委任状を含む3分の2以上の団員の出席を満たして成立し、委任状を含む過半数の可否により議決します。

②規約の改正および理事会より特別議決（理事役員の解任、団員の除籍等）として提議された議案は、委任状を含む3分の2以上の可否により議決します。

③楽団の解散に関する議決は、委任状を含む4分の3以上の同意を得て可決します。

2) 臨時総会：

理事会議決による総会開催請求または団員の4分の1以上による総会開催請求があった場合、代表は45日以内に臨時総会を開催します。

3) 総会の進行と議長の選出：

総会の進行は、事務局長もしくは代表が指名する理事がこれを行い、総会議事進行議長（以下、総会議長）は、総会の冒頭に提議し選任されます。

4) 議決の可否同数の取り扱い：

表決が可否同数の場合は、総会議長の決裁により議決します。

第12条（理事会の開催と理事役員の選出）

1) 理事会の開催：

月に一回定例開催します。臨時理事会は、代表理事または4分の1以上の理事による開催請求により何らかの理事会議案が発生した場合、10日以内に開催します。その開催は、7日前までに通知します。理事会は、委任状を含む3分の2以上の理事の出席を満たして成立し、出席者の過半数により可否を議決します。理事役員の解任、団員の除籍および規約の改正案の表決は、3分の2以上の同意を必要とします。

2) 理事選出選挙の開催：

楽団の理事役員を選出するために、別に定める理事役選規程により、理事選出選挙（以下、理事選挙）を行います。その当選者により協議して選出された代表および理事予定者によって編成された仮執行体制（以下、理事予定者会議）は下条第16条に規定するとおり、総会の承認を得て準備事項が発効し、正式発足します。

第13条（組織の形態と類別および議決の方法）

1) 楽団は、第二章第7条に定めた総会、理事会の他、演奏委員会、各種委員会、特別委員会、ならびに事業および会計に対する監査員として監事をおきます。

2) 演奏委員会：

演奏会曲目および入団希望者の審査のほか演奏活動に関わる項目を協議し、これらを理事会に上程し承認を得て執行します。委員の構成は、別に定めるものとし、委任状を含む委員の2分の1以上の出席をもって成立します。同委員会の議決は委任状を含む過半数の可否によります。ただし、可否同数の場合は委員長決裁により議決します。

3) 各種委員会および特別委員会：

当該年度にむけ構成された各委員会、特別委員会は、理事会が選出選任した団員により委員長と委員を編成し、それぞれの目的のために計画立案し、承認を得る会議をへて事業を遂行します。

第14条（議事録作成と作成人および議事録署名人とその要件）

- 1) 楽団の総会、理事会、演奏委員会は、選任された議事録作成人が議事録を作成し、同時に選任された議事録署名人がこれに署名します。ただし、総会に於いては署名人を2名、理事会、演奏委員会他は1名とします。
- 2) 上記1)は、楽団の規程により期限内に執り行います。
- 3) 議事録の楽団内公開および保存管理は、楽団の規程による方法とします。

第15条（楽団役職者の構成と選出選任）

- 1) 楽団は、別に定める理事役選規程により以下の次期理事役員を選出して理事会を構成します。
- 2) 当該年度の役職分掌は、理事選挙によって選出された理事および代表予定者が、新年度の組織構成、員数および職務分掌、各種理事および役員の人事案を立案し、総会がこれを承認して発効します。
- 3) 執行理事
 - ①代表理事：1名
代表理事（以下、代表）は、楽団の代表として執行監督権を有し、楽団の全てを総括してその責任をおいます。
 - ②副代表理事：若干名
副代表理事（以下、副代表）は代表を補佐し、当該年度に分担された監督監理の職務を遂行する。かつ、代表が十分な職務遂行をし難い状況に至ったとき、代表職務を代行して楽団の運営を統括します。ただし、副代表が複数の場合は前もって理事会が代行順位を取り決め、その順に従います。
 - ③演奏委員会理事：1名
演奏委員会理事（以下、演奏委員長）は、楽団の演奏活動をつかさどる最高責任者として演奏委員会を招集し、楽団の演奏活動に係わるすべての要件を取りまとめます。演奏委員長は、副演奏委員長を指名選出することができます。
 - ④事務局理事：1名
事務局理事（以下、事務局長）は、代表を補佐し、楽団の事務総括責任者として保管保存資料類および関連情報の監理をします。
- 4) 特任理事：2名
特任理事は、財務担当理事（以下、財務理事）と広報担当理事（以下、広報理事）の各1名をもって構成します。
- 5) 無任所理事：
特定の職務を分掌しない理事とします。
 - ①楽団外組織理事：2名以内
楽団の関係団体である伊豆フィルを育てる会（以下、育てる会）および伊豆フィル友の会（以下、友の会）の推薦をうけ、理事役選規程の定めにより選出することができます。
 - ②非演奏者理事：1名以内
楽団運営に資する楽団内外の非演奏者（以下、ノンプレー理事）に対し、理事役選規程の定めにより選出することができます。
- 6) 推薦理事：2名以内
理事予定者会議は、理事役選規程の定めにより2名以内を推薦理事として選出することができます。

7) 監事：2名

監事は、理事予定者会議が楽団内外の有識者を対象に指名して理事会を構成する役員として選出します。その職務は、団員の義務と権利の行使、楽団の各組織の機能、計画事業の運営等、それらに関わる会計処理が正しく執り行われているか否かを監理します。これらの行為に疑義が生じた場合は直ちに監査請求権を発動することができます。

第16条（新年度理事会の仮執行権）

理事役選規程により新年度理事役員予定者が決定し、新年度理事予定者会議が新年度の組織案および事業案を掌握した場合、現任理事会の理事残任期限内であっても、その承認を得ることなく当該年度執行案を取り纏めることができます。さらに、当該年度期首を開始し、選出した人事案と事業案の承認を得る定時総会開催までの期間中は、仮執行権が認められます。

第17条（楽団関係者の種類と選任）

楽団の演奏技術と組織力向上のため、次の楽団関係者を置くことができます。

①常任指揮者：

演奏委員会が、楽団の演奏技術の向上にとって中長期わたり成果を得られる指導者として推薦し、これを理事会が承認後、総会に報告します。

②契約指揮者：

演奏委員会が、楽団の演奏技術の向上に成果を得られる指導者として推薦します。これを理事会が承認してのち一定期間の契約書を交わしてします。

③名誉指揮者：

楽団の、過去もしくは未来において楽団演奏技術の向上発展ならびに、対外的価値観を高める名誉指揮者として演奏委員会が推薦、理事会の承認をへて総会が終身の荣誉として認証します。

④音楽監督：

一定の期間契約を前提に、楽団の演奏活動に関わるすべてにおいて成果を得られる監督指導者として演奏委員会が推薦し、理事会の承認をへて総会が認証します。

⑤アドバイザー：

楽団の団員等の推薦により、楽団への有効な指導や演奏に関するより良い助言者として演奏委員会が提案し、これを理事会が承認します。

⑥トレーナー：

演奏委員会が、楽団の演奏力向上に資する技術指導者として推薦し、一定期間契約書を交わし理事会が承認します。

⑦エキストラ：

演奏委員会が、当該の演奏会成功に資するエキストラとして推薦します。これを理事会が承認してのち一定期間の契約書を交わします。

第五章 楽団の資産

第18条（資産の入手と破棄および維持管理）

- 1) 理事会は、総会承認された予算内で楽団資産を入手することができます。
- 2) 楽団の資産は、当該直接管理者もしくは管理委託された団員が最大限の努力をもって品質、機能の維持管理をします。
- 3) 楽団の資産は、その個数、購買年度、登録番号他の詳細を明記して登録し、総会資料に掲載します。

- 4) 楽団の資産は、団員以外の使用は原則認められませんが、これを演奏委員会が承認した場合は期限を切って貸し出しを可能とします。この場合、所定の書面による借用届けを提出します。
- 5) 楽団の資産を団員が借用する場合は、借用届を当該パートに提出しパートリーダーは演奏委員会にこれを報告します。
- 6) 楽団資産の維持管理にあつて、当該使用者の過失や故意による破損等の異常がおきた場合、理事会は、その状況による原状回復のための方法を選択し、当該使用者にその修復費の負担を科すことができます。
- 7) 楽団資産として登録されている物品が、楽器類であれば耐用年数限度を越え修理等の改善手段をへても機能回復を果たせないと認められた場合、当該管理者より演奏委員会に報告し理事会へ破棄処分を申告します。楽器類以外の資産については理事会がその状況をはかり破棄もしくは譲渡等を決定すれば、楽団資産台帳から抹消します。

第六章 財 務

第 19 条 (会 計)

- 1) 楽団の財源は、団費、負担金類、演奏会収入、育てる会や友の会等からの助成金およびその他の収入によって成り立ちます。

第 20 条 (事業年度と監査)

- 1) 楽団の事業年度は向こう 1 カ年とし、事業年度毎に次年度会計予算案を立案し、執行した会計決算を翌年度定時総会において開示し審議承認をうけます。
- 2) 事業年度の期首日および期末日は、楽団が定める規程によります。
- 3) 事業および会計監査は単年度ごとに執り行い、期の中間には理事会に状況報告します。

第七章 規約の改正

第 21 条 (改正方法)

- 1) 規約改廃は、理事会より発議され、総会において委任状を含む出席団員の 3 分 2 以上の可否により決定します。

附 則

(施行日)

- 1) この規約は、2017 年 1 月 15 日より効力を発します。